

通知預金

(2015年3月9日現在)

商品名 (愛称)	・通知預金	
販売対象	・法人、個人	
期間	・特に期間の定めはありません。	
据置期間	・預入後最低7日間は据置期間が必要です。	
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・10,000円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます。 ・ただし解約する日の2日前までにご通知(予告)ください。 	
利息	適用利率	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
	支払方法	・解約(払戻)時に一括して支払います。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一年を365日とする日割計算 付利単位を100円として利息を計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 	
付加できる 特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。	
中途解約の 取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間（7日間）後の預け入れ期間の制限はありません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）